

仕様書

本仕様書は、温泉配送業務について、その業務範囲、条件等を定めるものである。

- 1 件 名 温泉配送業務
- 2 業務場所 下関市菊川町大字上保木365番地4
第2温泉泉源
下関市菊川町大字下岡枝511番地6
サングリーン菊川
- 3 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 4 業務期間 令和7年1月22日から令和7年3月31日まで
①週3回（原則月、水、金）の運搬とし、期間内で計30回の運搬を実施。
②1回当たりの運搬量は、10立方mとする。
- 5 業務の目的 温泉送湯管を添架した橋の撤去に伴い、サングリーン菊川へ温泉の送湯ができなくなるため、温泉を配送することにより、サービスの維持を図るもの。
- 6 業務内容 第2温泉泉源からサングリーン菊川の貯水タンクまで温泉を散水車等で配送するもの（第2温泉泉源第2号タンク容量は18立方m、サングリーン菊川貯水タンク容量は10立方m）。
①運搬車は散水車等とし、受託期間内において他の用務に使用しない専用のものを用意すること。
②運搬作業は、2人以上で行うこと。
③第2温泉泉源内の第2号タンクの下部バルブから温泉を抜くこと。なお、下部バルブと接合できるよう管を加工した上で散水車等の給水ホースに結合すること（空気に極力触れないよう工夫すること）。
- 7 業務上の要件
 - (1) 実施体制については、管理責任者を1人置き、業務全般の活動を一元化し、業務の進捗を管理すること。
 - (2) 本業務の進め方の協議や進捗管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務を遂行すること。

8 業務完了報告書及び成果物の提出

(1) 報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(2) 中間報告等

業務期間中、下関市から業務の進捗状況の確認を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。

9 その他の留意事項

(1) 契約締結後、下関市に対し管理責任者選任届及び工程表を速やかに提出すること。

なお、工程表作成に当たっては、本市及びサングリーン菊川と協議すること。

(2) 関係機関と連携し、必要な情報の提供など、十分に配慮すること。

(3) 再委託は原則として禁止する。なお、業務の一部について再委託を必要とする場合は、あらかじめ下関市の承認を得ること。

(4) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。

(5) 業務の実施に当たっては、下関市の条例、規則、その他関連する法令等を遵守し、下関市と十分協議の上、誠実に履行すること。

(6) 仕様書に詳細な記載のない事項でも、業務を遂行するうえで必要と考えられるものは受託者において実施するものとする。

(7) 本業務遂行に当たり、受託者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(8) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

(9) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(10) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、下関市及び受託者の協議により決定するものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、下関市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受託者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受託者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受託者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受託者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに下関市へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受託者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 下関市と受託者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 下関市は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、下関市が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の損害賠償については、この特記事項が附加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 下関市は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受託者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受託者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受託者は、前項の規定により、下関市が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受託者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに下関市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 下関市、受託者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

業務場所位置図



